

コミュニティワーク実践における 住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセス

渡辺 晴子

I. はじめに

2000年代以降における「地域福祉の主流化」¹⁾のもとで、地域福祉援助に対する関心はますます高まっている。市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）による地域福祉援助についても、個別支援と地域支援を総合的に展開する方法としてコミュニティソーシャルワークが注目を集めている。しかしながら、コミュニティワークを含む、地域支援の方法・技術に関する議論は決して十分とはいえない。

一方、1960年代以降、市町村社協は「住民主体」を標榜し、地域福祉の推進に取り組んできたが²⁾、「住民主体」の概念およびその形成過程であるコミュニティワークに関する経験的蓄積は極めて不十分である。その原因の一つに、コミュニティワーク記録の不在という問題が深く関係しているのではないかと考えている。事実、市町村社協によるコミュニティワーク記録の取り組みは乏しく、その要因として、コミュニティワークの対象の多様性や多変性、コミュニティワークの開始と終結の曖昧さ、業務における記録作成の位置づけの不明確さなどがあげられる（藤井 2007：32-33）。

このような問題意識をふまえて、筆者らは「住民の主体形成に寄与するコミュニティワークの展開過程と記録方法の開発に関する研究」に取り組んできた。特に、市町村社協が関与する住民の主体形成に関する優れたコミュニティワーク実践を事例として、コミュニティワークの展開過程を可視化するとともに、住民の主体形成を促進するコミュニティワークの記録方法を体系化することを試みてきた³⁾。

研究成果の一部については、日本社会福祉学会第65回秋季大会で口頭発表（渡辺 2017）を行ったところであるが、コミュニティワーク実践における住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセスに関するインタビュー調査に関して、あらためて「住民の語り」と「コミュニティワーカーの語り」の差異をふまえながら、両者から得られたインタビューデータの再分析を行った。

本稿では、住民の主体形成に関する優れたコミュニティワーク実践における住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセスを描き出すとともに、住民の主体形成を促進するコミュニティワークのあり方について検討する。

II. 調査概要

1. 調査目的

本調査の目的は、住民の主体形成に関する優れたコミュニティワーク実践における住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセスに着目し、住民の主体形成およびコミュニティワークの展開に影響を与える要素を明らかにすることである。

2. 調査対象

(1) 調査協力者

調査対象は、コミュニティワーク記録の蓄積をもつ A 市社会福祉協議会（以下、A 市社協）が関与する 2 つの地域福祉活動をめぐるコミュニティワーク実践であり、それぞれに深く関係する住民（地域福祉活動の代表者）およびコミュニティワーカー（A 市社協の地区担当職員）から調査協力を得ることができた（表 1）。調査対象および調査協力者の選定は、A 市社協の地域福祉課長および地区担当職員 D・E の協力によって行われた。

事例 1 の地域福祉活動 B は、A 市社協が各地区社会福祉協議会エリア（以下、地区）において実施した「生活支援サポーター養成講座」を契機に生まれた住民の助け合い活動である。事例 2 の地域福祉活動 C は、「A 市地域福祉活動計画」の中核である「地区住民福祉活動計画」の策定および実施に関する活動である。

表 1 調査協力者

| | 住 民 | コミュニティワーカー |
|------|--|--------------------|
| 事例 1 | 地域福祉活動 B（生活支援サポーター活動）の代表者 B1・B2・B3 | 地区担当職員 D（入職 10 年目） |
| 事例 2 | 地域福祉活動 C（地区住民福祉活動計画推進委員会）の代表者 C1・C2・C3・C4・C5 | 地区担当職員 E（入職 11 年目） |

(2) A 市社会福祉協議会のコミュニティワーク実践

A 市は、市域の 80%以上を山林と農地が占める自然豊かな地域である。その一方、交通の利便性により、新興住宅地や工場用地として開発が進められてきた。調査時の人口は 11 万 5 千人、高齢化率は 24.7%であった。

A 市社協のコミュニティワーク実践の最たる特徴は、地域福祉活動計画の策定手法にある。その手法とは、第一に、各地区において住民が推進する「地区住民福祉活動計画」を策定し、それらをふまえて、全市レベルの「地域福祉推進計画」、A 市社協の「基盤強化計画」を策定するという、まさしく住民の参加・参画にもとづくボトムアップ方式である。

また、A 市社協の地域福祉の推進体制として、地域福祉課の職員 2 名（主担・副担）が各地区を担当し、住民とともにコミュニティワーク実践の推進に取り組んでいる。

3. 調査方法

調査方法は、事例1・2における住民およびコミュニティワーカーを対象とする半構造化面接法によるインタビュー調査である。ただし、住民に対するインタビュー調査は、それぞれの活動ごとにグループ形式で実施した。調査期間は、2016年8～11月である。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、ICレコーダーに録音した。

インタビュー項目は、①地域福祉活動のおおまかな展開、②住民はどのように福祉問題に気づき、その解決に取り組んできたのか、③コミュニティワーカーはどのように住民と関わり、援助を行ったのか、④地域福祉活動に対する自分自身の関わりや思いの変化であり、住民およびコミュニティワーカーに同じ項目を尋ねた。

4. 分析方法

分析方法は、各事例における住民およびコミュニティワーカーのインタビューデータを逐語録化した上で、それぞれの「住民の参加と主体性」および「コミュニティワーカーによる地域福祉援助」に関するテキストデータを時系列に整理するとともに、コミュニティワークが展開される場面である「話し合いの場」ごとに、住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセスについて検討した。

各事例の地域福祉活動における「話し合いの場」は、以下のとおりである（表2）。

表2 地域福祉活動における「話し合いの場」

| 事例1ー地域福祉活動B | 事例2ー地域福祉活動C |
|----------------------|----------------------|
| ①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議 | ①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議 |
| ②生活支援サポーター懇談会 | ②住民懇談会 |
| ③検討委員会 | ③地区住民福祉活動計画推進委員会 |
| ④地域福祉活動B設立のつどい | ④地区住民福祉活動計画実行委員会 |
| ⑤定例懇談会 | ⑤三役会 |
| ⑥地域での支え合いを広げるつどい | |

5. 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規程を遵守するものである。

インタビュー調査については、調査協力者であるA市社協の職員（地域福祉課長、地区担当職員D・E）および地域福祉活動B・Cの代表者に対して、研究の意義・目的・方法、個人情報保護の保護、データの取り扱い、自由意思による参加、結果の公表などについて説明した上で、書面により調査協力への同意を得た。また、インタビューデータについては、意味内容が損なわれないよう配慮した上で、個人が特定できないよう修正した。

Ⅲ. 調査結果

各事例における住民およびコミュニティワーカーのインタビューデータを分析整理し、それぞれの地域福祉活動における「話し合いの場」ごとに、「住民の参加と主体性」と「コミュニティワーカーによる地域福祉援助」の関係を図式化した。

本稿では、特に「住民の参加と主体性」と「コミュニティワーカーの地域福祉援助」の相互関係および「住民の参加と主体性」の変化が顕著であった「話し合いの場」について、「住民の語り」と「コミュニティワーカーの語り」を比較しながら、両者のコミュニケーションプロセスを検討していく。

事例1の地域福祉活動Bについては、「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」、「②生活支援サポーター懇談会」を対象として、「コミュニティワーカーの語り」(図1)と「住民の語り」(図2)をもとに検討する。ただし、前者においては「④地域福祉活動B設立のつどい」もまた一連のストーリーとして語られていたため、分析対象に含めている。事例2の地域福祉活動Cについては、「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」、「②住民懇談会」、「③地区住民福祉活動計画推進委員会」を対象として、「コミュニティワーカーの語り」(図3)と「住民の語り」(図4)をもとに検討する。

なお、「住民の参加と主体性」は【 】,「コミュニティワーカーによる地域福祉援助」は< >で表記する。また、インタビューデータは「 」で括り、それぞれに整理番号を付している⁴⁾。インタビューデータ内の()は、筆者による補足である。

1. 地域福祉活動Bにおける住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセス

(1) 住民の意欲に対するコミュニティワーカーの適時適切な援助

地区住民福祉活動計画の策定段階から地域福祉活動Bの設立に向けた「②生活支援サポーター懇談会」に至るまで、住民の福祉問題への気づきと地域福祉活動への意欲に対して、コミュニティワーカーは「話し合いの場」を持つことを提案することによって、「住民の参加と主体性」に対する適時適切な援助を行った。

まず、「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」では、アンケート調査や住民懇談会を通して【住民の困りごとが少し見えている】こと、さらに【助け合い活動の必要性の気づき】があることが明らかとなった。そして、最終的に【「住民同士の声かけ・見守り・支え合い活動」を計画に位置づける】に至った。つまり、既にワーキング会議において「助け合い活動がこれから必要に、立ち上げていかなければという方向性」(20-B3-2)が見出されていた。このような住民の福祉問題への気づきに対して、地区担当職員Dは『「なんとかしたい」と思ってくれてはる人がいるんだなということ……皆さんがこう感じてもらって、なんか動き出せる、きっかけづくりができたらいいな」(6-D-4)という思いを持って、この地区における<生活支援サポーター養成講座の開催>を進めていった。

全4回の「生活支援サポーター養成講座」は、約50名の住民が受講した。講座のなかで、

受講生らは【「とにかく何か進めていきたい」】、【「何かせなあかん」という気持ち】など、地域福祉活動への意欲を持っていた。地区担当職員Dによれば、「個人個人でしたけども、（講座終了時の）アンケートを見ていたら、『自分たちにもできることがあるな』……『とにかく何か進めていきたいんだ』という思いがあった」（8-D-6）という。そこで、講座の終了後、地区担当職員Dは受講生らに＜懇談会の呼びかけ＞を行い、ともに地域福祉活動について考える機会として「話し合いの場」を持つことを提案した。

（2）「住民同士の話し合いの形式」の構築

約1年半の間、13回にわたって開催された「②生活支援サポーター懇談会」では、コミュニティワーカーによる「③検討委員会」の提案によって、懇談会メンバーは「住民同士の話し合いの形式」を構築するとともに、話し合いを重ねた結果として、地域福祉活動Bの設立を実現した。コミュニティワーカーは約40名の懇談会メンバーからなる「話し合いの場」を効果的に運営する仕組みづくりを進めることによって、「住民の参加と主体性」を側面的に援助した。

「②生活支援サポーター懇談会」の開始当初は、【話し合いを続ければ「なんかできそう」】という雰囲気の中で、なかなか【意見がまとまらない】状況であった。このような状況に対して、地区担当職員Dは懇談会メンバーに＜検討委員会の提案＞を行い、「まとめていただけそうな方」（18-D-14）数名からなる「話し合いの場」を別に組織した。「③検討委員会」には、地区担当職員DらA市社協職員も参加し、懇談会で話し合う内容の提案づくりを行った。

【検討委員会で練ったものを懇談会で検討するという話し合いの形式】は、検討委員会メンバーが懇談会メンバーに対して「同じ住民としてしゃべってくれはること」（69-D-47）に大きな意味があったという。懇談会を繰り返すことによって、懇談会メンバー間に【「自分たちの活動なんだ」という意識が広がっていく】とともに、活動の具体化が進んでいった。このような話し合いの形式について、地域福祉活動Bの代表者B3は「しっかりと、ゆっくりゆっくり歩みながら……みんなが理解を、歩調を合わせるようなかたち」（31-B3-6）であったとして、【リーダーによる安定感のある進め方】を評価している。

また、懇談会のはじめに、地区担当職員Dが前回の＜懇談会の振り返り＞を行ったことは、懇談会メンバーが最後まで【心をひとつにして話し合う】ことを支えるとともに、地域福祉活動Bの設立につながった。地域福祉活動Bの代表者B3によれば、「一番良かったのは、（懇談会を）13回やったなかで、しっかりとフォローができて……『あ、そうだったね』って、また心をひとつにしてできた」（31-B3-6）ことであったという。

（3）問題解決に向けた住民とコミュニティワーカーの協働

「②生活支援サポーター懇談会」のなかで発生した様々な問題は、懇談会メンバーとコミュニティワーカーの協働によって、問題解決が図られてきた。また、地域福祉活動Bの始動に向けて、懇談会メンバーとコミュニティワーカーは関係する専門職や住民組織との

連携の必要性を認識していた。

特に、活動の具体化が進むなかで、懇談会メンバーが直面した【活動に対する不安】は深刻な問題であった。「専門職じゃないのに、ねえ。中途半端な介護で、もし事故が起これたらどうしよう」(93-B3-18)、「専門職ではない自分たちが本当にこんなことをやっているのか」(10-D-8)といった不安が浮かび上がってきた。このような懇談会メンバーの不安に対して、地区担当職員Dは検討委員会メンバーと相談しながら、＜専門職に話を聞くことの提案＞を行った。

その後の懇談会で、生活支援に関わるホームヘルパーとケアマネジャーから、専門職の仕事と住民の支え合いの違いやそれぞれの強みについて話を聞いた。そのことによって、地区担当職員Dが「住民の支え合いがまずベースなんやっているとこらへんが、皆さんにちょっと落ちた……そしたら、『私らでもできるやん』……『そんなちょっとしたことなんやったら、やってみようか』」(11-D-9)というように、懇談会メンバーは【「私らでもできるやん」】という活動に対する自信を確認し合った。このことが、地域福祉活動Bの設立を大きく後押ししたという。

そして、地域福祉活動Bの設立にあたっては、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）など、地区内の住民組織の代表者を来賓として招き、【地域に広く活動を知らせる】ことを目的として盛大に「④地域福祉活動B設立のつどい」を開催した。

2. 地域福祉活動Cにおける住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセス

(1) 伝統的な住民組織とコミュニティワーカーの奮闘

事例2の地域福祉活動Cについては、「住民の語り」において「コミュニティワーカーの地域福祉援助」を十分に聞き取ることができなかったため、主として「コミュニティワーカーの語り」をもとに検討する。

地区住民福祉活動計画の策定および実施を通して、この地区における伝統的な住民組織のあり方をふまえながら、コミュニティワーカーは「住民の参加と主体性」に対する援助を粘り強く行った。

年度途中から地区担当になった地区担当職員Eは、コミュニティセンターの職員や民児協の会長に＜ワーキング会議の立ち上げの相談＞をしながら、なんとか「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」を組織していった。地区担当職員Eが「昔ながらの地域で、自治連の力がすごく強い……いわゆる各種団体の長さんを集めてしいひんと進んでいかへん」(5-E-3)というように、ワーキング会議もまた【各種団体の代表による会議】としてスタートした。

「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」の開始当初、ワーキング会議メンバーは【やらされ感満載】の様子であったという。このような状況に対して、地区担当職員E

は「計画を作りたい……地域の皆さんと一緒に福祉のまちづくりのことを考えていきたい」(23-E-12)と、<計画づくりの訴え>を続けた。

ワーキング会議における話し合いの形式としては、常にワーキング会議メンバーによる【案を出せ】という要求から始まった。アンケート調査票や計画冊子を作成する際には、「とにかく案を示せ……たたき台がなかったら、何もできん」(27-E-14)というワーキング会議メンバーに対して、地区担当職員EらA市社協職員は頻繁に<案を作成する>ための「作戦会議」(31-E-16)を開催した。その一方で、地区担当職員Eらが案を示せば、ワーキング会議メンバーは【案に対する意見】を熱心に述べた。

全戸配布のアンケート調査や「②住民懇談会」の実施については、【自治連の動員による多くの住民の参加】が得られたことにより、スムーズに進んだ。地域福祉活動Cの代表者C2が「当時の区長さん(自治会連合会の会長)が非常にこういったことに関心を持っておられて……自治会連合会が押さえられたちゅうのか……一つの大きなポイントになる」(1-73-C2-11)というように、自治会連合会は地域福祉活動の要であった。

(2) 計画推進における住民の意識の変化

「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」の内外におけるコミュニティワーカーの「住民の参加と主体性」に対する援助は、ワーキング会議メンバーの意識を変化させるとともに、地区住民福祉活動計画の推進に向けた体制づくりをバックアップした。

「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」では、前述のような状況のなかで、民児協の会長でもあった地域福祉活動Cの代表者C2の「住民が頑張らんとあかんのちやうの」(5-E-3)という思いがワーキング会議メンバーに伝わり、少しずつ【住民ができることを考えていこう】という意識が芽生えていった。また、地区担当職員Eはワーキング会議の外でも<メンバーとの関係づくり>を意識して行っており、両者の関係が深まるとともに、ワーキング会議は【「できることはしなあかん」】という雰囲気に変化していった。

地区住民福祉活動計画の完成後、ワーキング会議メンバーは【計画推進の「かたち」づくり】について検討し、実質的な計画推進を担う「③地区住民福祉活動計画推進委員会」と地区内の各種団体の連携を強化する「④地区住民福祉活動計画実行委員会」という二本立ての組織体制を立ち上げた。

「③地区住民福祉活動計画推進委員会」は【ワーキング会議メンバーによる継続】であり、基本的には【各種団体の代表による会議】であったが、新たに【地区社協会長の参加継続ルール】を導入したり、地区内の【福祉施設の積極的な参加】を受け入れるなど、より柔軟な側面を持っていた。また、推進委員会の立ち上げ当時、ワーキング会議から継続して参加するメンバーは【「前に進まなあかん」】という意識があったという。そして、次第に、推進委員会メンバーは推進委員会のあり方として「諮る場じゃなくて、みんなで話し合っって作っっていく場」(145-E-73)、すなわち【話し合いの場という意識】を持つようになっていった。

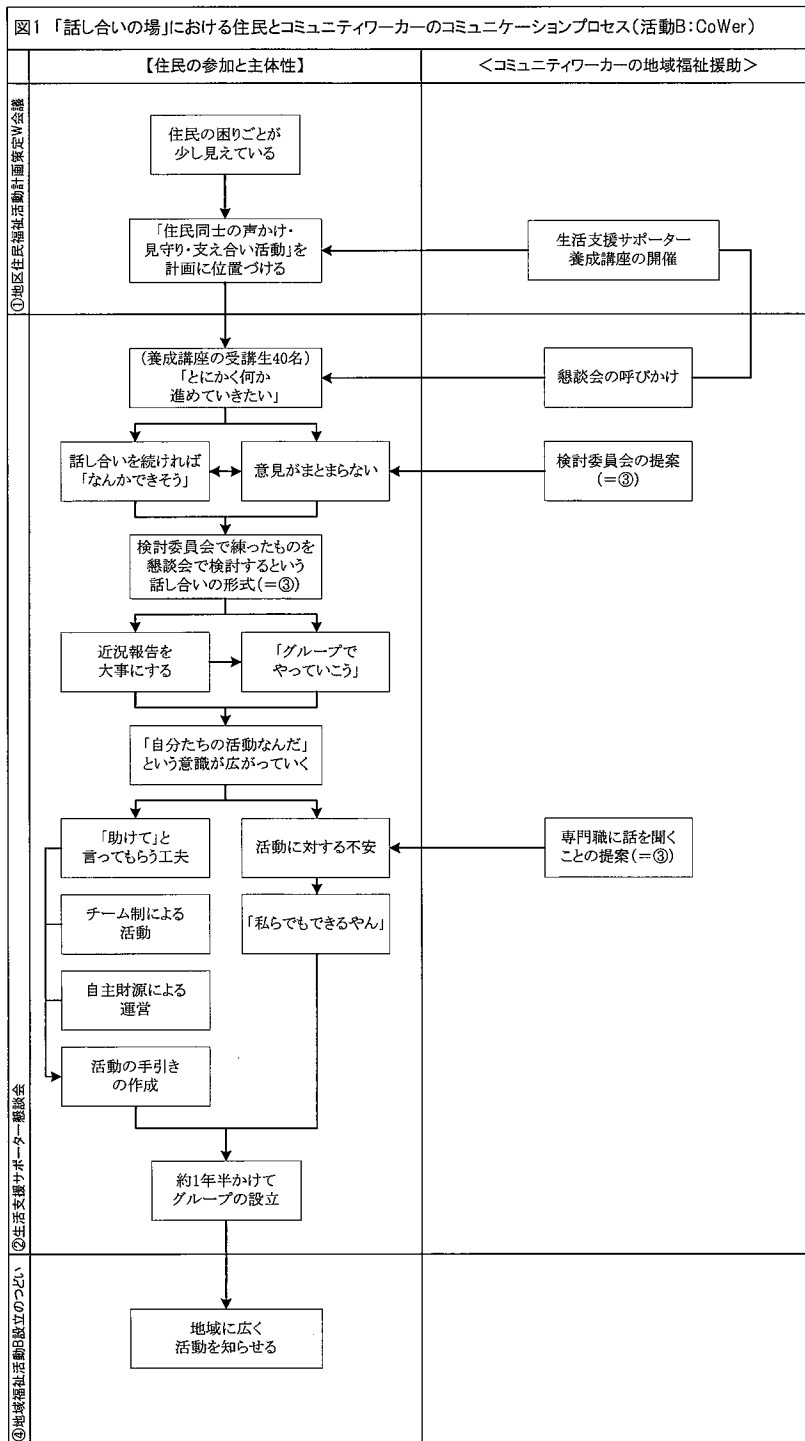


図1 地域福祉活動Bに関するコミュニティワーカーの語り

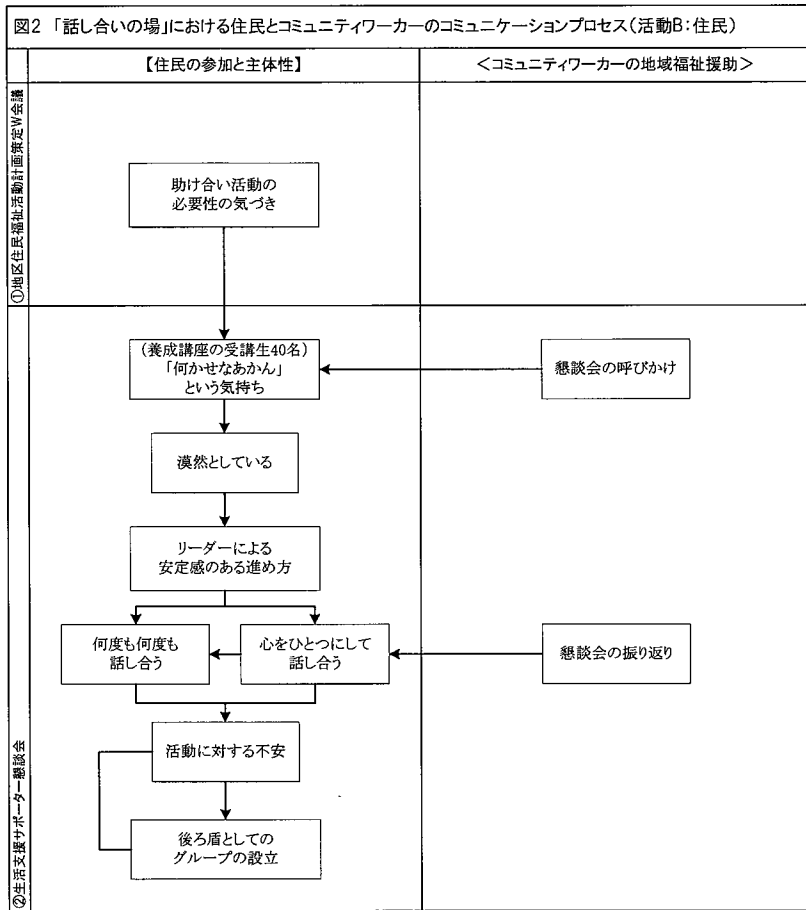


図2 地域福祉活動Bに関する住民の語り

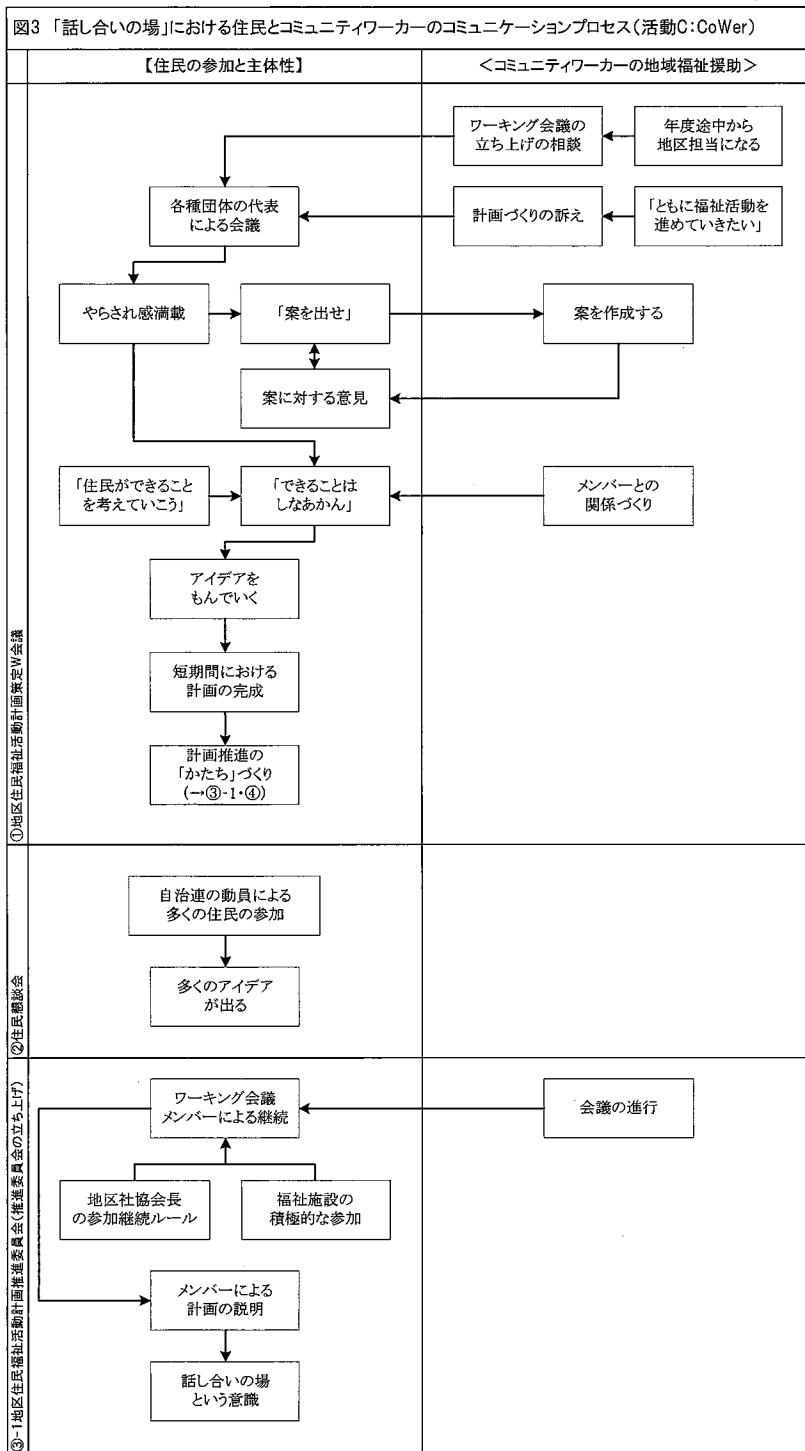


図3 地域福祉活動Cに関するコミュニティワーカーの語り

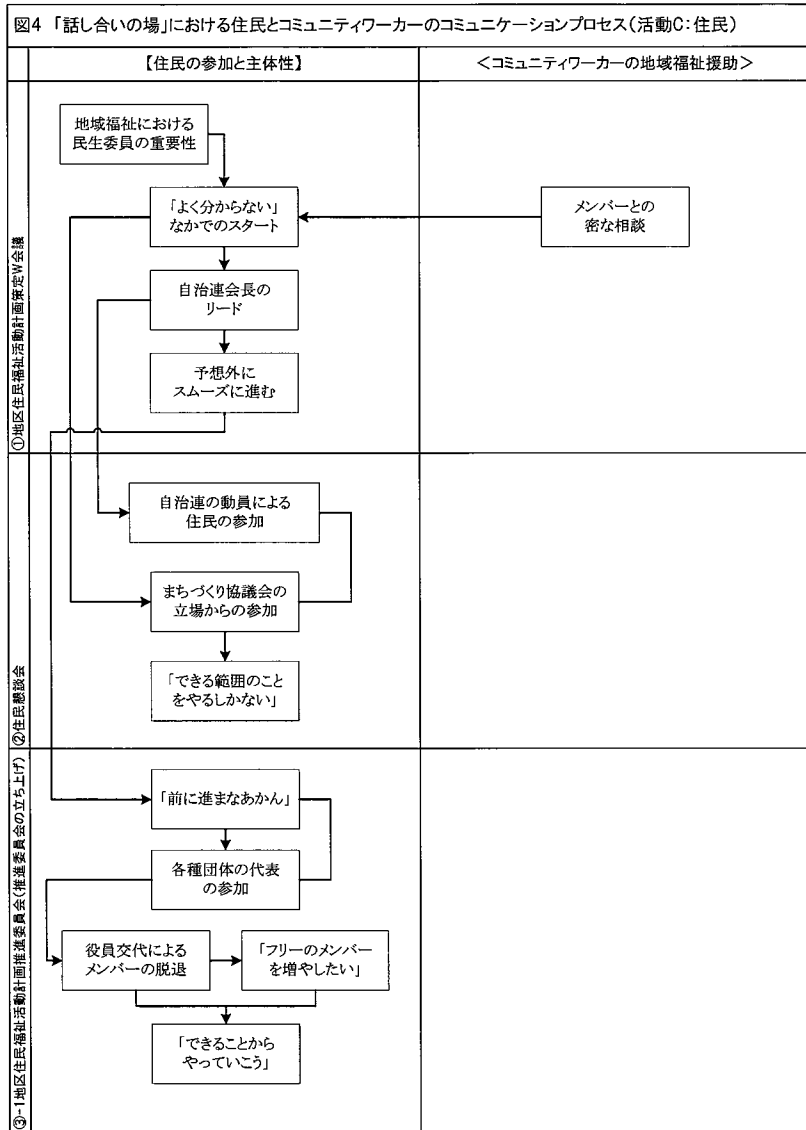


図4 地域福祉活動Cに関する住民の語り

IV. 考察

1. 「話し合いの場」における「住民の参加と主体性」の発展

調査結果から、各事例の地域福祉活動における「話し合いの場」を背景として、「住民の参加と主体性」と「コミュニティワーカーの地域福祉援助」は相互に影響し合いながら、それぞれ発展していることが分かった。

まず、「住民の参加と主体性」について、「話し合いの場」に関する呼びかけ、提案、相談などの「コミュニティワーカーの地域福祉援助」を受けて、住民は「話し合いの場」に参加し、コミュニティワーカーと協働しながら「話し合いの場」を運営することを通して、より積極的に活動に関与するとともに、活動の主体であるという意識を形成していることが分かった。

事例1の地域福祉活動Bにおける「②生活支援サポーター懇談会」では、地区担当職員Dとの協働によって【検討委員会で練ったものを懇談会で検討するという話し合いの形式】を構築するなかで、懇談会メンバーは【「自分たちの活動なんだ」という意識が広がっていく】ことを経験した。

事例2の地域福祉活動Cにおける「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」では、地区住民福祉活動計画の策定が進み、地区担当職員Eとの関係が深まるにつれて、ワーキング会議メンバーは【「住民ができることを考えていこう」】、【「できることはしなあかん」という意識を持つようになっていった。その後の「③地区住民福祉活動計画推進委員会」では、推進委員会メンバーは推進委員会のあり方として【話し合いの場という意識】を持つに至った。

また、「話し合いの場」を構成するメンバー間の人間関係が形成され、活動に対する思いを共有することによって、「住民の参加と主体性」はより一層強化されることが分かった。

事例1の地域福祉活動Bにおける「②生活支援サポーター懇談会」では、【検討委員会で練ったものを懇談会で検討するという話し合いの形式】のなかで【「自分たちの活動なんだ」という意識が広がっていく】とともに、【活動に対する不安】を乗り越え、【「私らでもできるやん」という活動に対する自信を確認し合ったこと】によって、懇談会メンバーは地域福祉活動Bを設立するに至った。

事例2の地域福祉活動Cにおける「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」では、地域福祉活動Cの代表者C2の活動に対する思いがワーキング会議メンバーの【「住民ができることを考えていこう」という意識を引き出したこと】によって、その後の地区住民福祉活動計画の策定を順調に進めることができた。

これらのことから、「住民の参加と主体性」は、住民とコミュニティワーカーが協働して「話し合いの場」を組織し、運営するなかで発展していること、「話し合いの場」における人間関係の形成および思いの共有化が進むことによって一層強化されるといえる。

2. 「コミュニティワーカーの地域福祉援助」による「話し合いの場」の組織化

次に、「コミュニティワーカーの地域福祉援助」について、「住民の参加と主体性」の状態および変化を適切に把握することに始まり、住民を巻き込みながら「話し合いの場」を組織し、運営することを通して、コミュニティワーカーは「住民の参加と主体性」を援助していることが分かった。

事例1の地域福祉活動Bでは、「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」における住民の福祉問題への気づきに対して〈生活支援サポーター養成講座の開催〉を進めたこと、講座の終了後、地域福祉活動への意欲を持っていた受講生らに対して〈懇談会の呼びかけ〉を行ったことなど、地区担当職員Dは「住民の参加と主体性」の状態に適した「話し合いの場」を提案することによって、「住民の参加と主体性」を促進していった。

事例2の地域福祉活動Cでは、「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」におけるワーキング会議メンバーの【やらされ感満載】の様子に対して〈計画づくりの訴え〉を続けたこと、ワーキング会議メンバーの【「案を出せ!」】という要求にもとづき〈案を作成すること〉によって【案に対する意見】を引き出したことなど、地区担当職員Eは「住民の参加と主体性」の状態に適した方法で「話し合いの場」の運営を援助していった。

特に、「話し合いの場」の組織化について、全体の「話し合いの場」とは別に、住民リーダーによる「話し合いの場」を設けることによって、コミュニティワーカーは「住民同士の話し合いの形式」の構築を援助していることが分かった。

事例1の地域福祉活動Bにおける「②生活支援サポーター懇談会」では、開始当初のなかなか【意見がまとまらない】状況に対して、地区担当職員Dは〈検討委員会の提案〉を行うことによって、【検討委員会で練ったものを懇談会で検討するという話し合いの形式】の構築を援助した。

本稿の分析対象外ではあるが、事例2の地域福祉活動Cにおける「③地区住民福祉活動計画推進委員会」でも同様に、推進委員会メンバーの代表者からなる「⑤三役会」が設けられたことによって、推進委員会のあり方が変化し始めていた。

これらのことから、「コミュニティワーカーの地域福祉援助」は、「住民の参加と主体性」の状態および変化を適切に把握すること、住民の参加・参画にもとづく「話し合いの場」、すなわち「主体形成の場」の組織化および運営を通して、「住民の参加と主体性」を側面的に援助しているといえる。

3. 「住民の語り」と「コミュニティワーカーの語り」における焦点のズレ

インタビュー調査における「住民の語り」と「コミュニティワーカーの語り」について、両者の語りは基本的に共通しており、まったく相反する事実が語られることはなかったが、それぞれの語りの焦点には相違がみられた。

事例1の地域福祉活動Bについては、「コミュニティワーカーの語り」の焦点が「②生活

支援サポーター懇談会」における【検討委員会で練ったものを懇談会で検討するという話し合いの形式】、すなわち「住民同士の話し合いの形式」の構築にあったのに対して、「住民の語り」の焦点は【「何かせなあかん」という気持ち】、【心をひとつにして話し合う】といった懇談会メンバー間の人間関係の形成や活動に対する思いの共有化にあった。

また、事例2の地域福祉活動Cについては、「コミュニティワーカーの語り」の焦点が「①地区住民福祉活動計画策定ワーキング会議」における〈メンバーとの関係づくり〉にあったのに対して、「住民の語り」の焦点は【自治連の動員による住民の参加】といった自治会連合会の協力の重要性や「③地区住民福祉活動計画推進委員会」における【「前に進まなあかん」】、【「できることからやっっていこう」】といった地区住民福祉活動計画に対する推進委員会メンバーの思いにあった。

このような「住民の語り」と「コミュニティワーカーの語り」における焦点の相違をふまえて、コミュニティワーカーは「住民の参加と主体性」、さらに「話し合いの場」全体の状態および変化を把握し、「コミュニティワーカーの地域福祉援助」に取り組む必要があるといえよう。

V. おわりに

本稿では、A市社協が関与する住民の主体形成に関する優れたコミュニティワーク実践を事例として、住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセスを描き出すとともに、住民の主体形成を促進するコミュニティワークのあり方について検討してきた。その結果、コミュニティワークが展開される場面である「話し合いの場」において、「住民の参加と主体性」と「コミュニティワーカーの地域福祉援助」は相互に影響し合いながら、発展していることが明らかとなった。「住民の参加と主体性」は、コミュニティワーカーとの協働により、「話し合いの場」を組織し、運営するなかで発展していることが分かった。また、「コミュニティワーカーの地域福祉援助」は、「住民の参加と主体性」の適切な把握をもとに、「話し合いの場」の組織化および運営を通して、「住民の参加と主体性」を側面的に援助していることが分かった。

今後の研究課題として、インタビュー調査から明らかとなった住民の主体形成およびコミュニティワークの展開に影響を与える要素について、A市社協が作成するコミュニティワーク記録の記載内容と比較し、両者の関連性を検討していきたい。そして、その結果をふまえながら、住民の主体形成を促進するコミュニティワークの記録方法の体系化を進めていきたい。

本研究は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（C）・課題番号 15K04008）「住民の主体形成に寄与するコミュニティワークの展開過程と記録方法の開発に関する研究」（研究代表者：渡辺晴子）による研究成果の一部

である。研究にご協力いただきましたA市社会福祉協議会の職員および地域福祉活動B・Cの代表者の皆様に感謝申し上げます。

【注】

- 1) 「地域福祉の主流化」とは、武川によれば、「現代日本の地方行政、地方自治、地域社会などに関係する諸問題が地域福祉のなかに集約的に表現される事態」（武川 2006：ii）を指し、その具体的な意味として、「社会福祉のなかで地域福祉が中心的な事項になったこと」、「社会福祉協議会による地域福祉から地域社会全体による地域福祉へ」の移行、「地方自治のなかで福祉のウェイトが非常に大きくなってきている」ことをあげている（武川 2006：119-121）。
- 2) 「住民主体」とは、1960年8月、全国社会福祉協議会が山形県で開催した「昭和35年度都道府県社協組織指導職員研究協議会」（山形会議）において確認され、1962年4月、「社会福祉協議会基本要項」において社会福祉協議会の活動指針として位置づけられた概念である。「社会福祉協議会基本要項」において、「住民主体」は「地域住民のニーズに即した活動をすすめることをねらいとし、それに必要な組織構成を充実するという」と説明されている（全国社会福祉協議会 1962）。
- 3) 本研究では、コミュニティワークの展開過程および記録方法を読み解く視点として、住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセスに着目し、住民の主体形成を促進するコミュニティワークの方法・技術について検討している（渡辺 2016, 2017）。特に、地域福祉実践における対話的行為およびコミュニケーションに関する理論については小野による先行研究から、調査方法については金による先行研究から多くを学んだ（小野 2014；金 2010）。
- 4) 整理番号は、「各インタビューデータにおける発言の通し番号」－「インタビュー記号」－「各インタビューによる発言の通し番号」を示している。

【文献】

- 藤井博志 (2007) 「コミュニティワーク実践の分析と記録化の視点」『日本の地域福祉』20, 31-42.
- 金蘭姫 (2010) 「地域福祉の実践方法としての対話的コミュニケーション・プロセス構築－コミュニティソーシャルワーカーの実践事例を通して－」『人間福祉学研究』3 (1), 107-122.
- 小野達也 (2014) 『対話的行為を基礎とした地域福祉の実践－「主体－主体」関係をきずく－』ミネルヴァ書房.
- 武川正吾 (2006) 『地域福祉の主流化－福祉国家と市民社会Ⅲ－』法律文化社.
- 渡辺晴子 (2016) 「コミュニティワークにおけるナラティブ・アプローチの可能性－コミュニティワーク記録方法の開発に向けて－」『日本地域福祉学会第31回大会報告要旨集』, 246.
- 渡辺晴子 (2017) 「住民とコミュニティワーカーのコミュニケーションプロセス－コミュニティワークをめぐる両者のナラティブをもとに－」『日本社会福祉学会第65回秋季大会報告要旨集』 (http://www.jssw.jp/conf/65/program_list_oc.html, 2018.2.14).
- 全国社会福祉協議会 (1962) 「社会福祉協議会基本要項」.

